

令和6年度

高砂市自動録音機能付電話機等購入補助事業

【募集要項及び利用の手引き】

〔 補助金の申請にあたり、機器購入前にご確認ください。 〕



特殊詐欺の手口は巧妙化しており、特に65歳以上の方で被害に遭われる方が後を絶ちません。被害を未然に防ぐには、「呼び出し音が鳴る前に自動で相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能」及び「通話内容を自動で録音する機能」を備えた自動録音機能付電話機または外付け機器が有効です。

申請期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで

※令和6年4月1日から令和6年12月31日までに購入された機器が補助対象となります。

申請窓口 高砂市役所 総務部 危機管理室

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1

電話:079-443-9008

補助事業の内容

1. 補助金の対象となる方

- ・申請時点で高砂市内にお住まいの65歳以上の方

(上記の方と同居されている方の申請も可能です)

2. 補助金の対象となる機器

- ・「補助金対象機器リスト」に記載がない機器でも「着信前自動警告機能」及び「自動録音機能」の両方を備える①固定電話機又は②外付け機器

着信前自動警告機能	呼び出し音が鳴る前に自動で相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能
自動録音機能	通話内容を自動で録音する機能

対象機器以外を購入すると補助金が受け取れません。

よく分からない時は、高砂市役所危機管理室までお問い合わせください。

3. 補助対象期間

- ・令和6年4月1日から令和6年12月31日までに購入した機器で、

令和6年4月1日から令和7年1月31日までに申請が必要

4. 補助金の額

①固定電話 10,000円(上限)

②外付け機器 5,000円(上限)

購入金額が上限に満たない場合は、購入金額の100円未満を切り捨てた金額になります。また、補助は、1世帯につき1回限りです。

※修理、点検、消耗品の交換、電気代、設置、配送に係る経費は対象外です。

5. 補助金交付までの流れ

①電話機等の購入

※購入前に、補助金の対象となる機器かどうかの確認を



②申請書類の提出

※領収書やカタログなどの添付書類も忘れずに！



③審査

※市で補助金の対象となる機器かどうか、補助金の対象となる方かどうか等の審査を行います。書類の添付漏れなどがあれば市から問い合わせをします。



④補助金の支払い

6. 提出書類

① 補助金交付申請書兼実績報告書

② 補助対象機器を購入したことがわかるもの(領収書等)のコピー

(購入年月日・購入機種の種類・型番・購入金額等のわかるもの)

③ カタログ等、補助対象機器の品名、型番、主な仕様等がわかるもの

(コピー可)

④ 振込先銀行通帳のコピー

(銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるページ)

⑤ 委任状

(金銭管理などを親族が行っている等の理由で、申請者と振込先口座名義人が異なっている場合のみ)

7. 注意点

- ・補助対象者の親族様が購入しようとお考えの場合は、購入前に必ず高砂市危機管理室へ相談してください。
- ・購入した機器は必ず申請された住所地で使用してください。
- ・ネットでの購入も対象となりますが、ポイントを利用して支払いをした場合、ポイント分は補助対象外となります。
- ・オークションやフリマアプリ等での購入は対象外です。

- ・補助金交付後 6 年間は、高砂市の承認なしに譲渡、交換、売払、貸付け、担保に供することはできません。
- ・購入機器の使用状況について、高砂市がアンケートを実施する場合があります。

問い合わせ先

高砂市役所 総務部 危機管理室

電話番号:079-443-9008

FAX :079-442-9577

Eメール :tact1480@city.takasago.lg.jp